

令和6年4月12日

職員各位

社会福祉法人 芳梅会
理事長 原 脊 健 治

介護職員等処遇改善計画について(通知)

標記の件につき、介護職員処遇改善加算算定の対象事業者として承認されるように、下記の通り介護職員等処遇改善計画書(令和6年度)を京都府及び他の保険者(指定権者)に申請します。

記

1. 介護職員等処遇改善計画書：別紙
2. 賃金改善実施期間：令和6年4月～令和7年3月（12ヵ月）
3. 賃金改善を行う給与の種類：
 - (1)令和6年4月～令和7年3月に賃金改善を行う給与の種類
 - ①処遇改善調整手当（月額賃金改善）
 - ②特定処遇改善手当及び定期昇給累積額(令和元年7月から令和5年度まで)（一時金及び月額賃金改善）
 - ③処遇改善支援手当（月額賃金改善）
 - (2)令和6年6月～令和7年3月に賃金改善を行う給与の種類（月額賃金改善）
 - ④基本給 2,000円～2,500円のベースアップ
（給与規程の別表1を6月1日付で改定する）
 - ⑤定期昇給
 - ・正職員は給与規程による。（令和6年7月1日付）
 - ・準職員(時給制)は個別の雇用契約による。（※時給を5～50円の増額：令和6年10月1日付昇給）
 - ・準職員(月給制)は個別の雇用契約による。
4. 給付対象職員及び支給金額
 - 3-(1)-①、②、③は令和5年度(令和5年4月7日付通知)と同様の扱いとする。
 - 3-(2)-④、⑤は給与規程及び個別の雇用契約による。
5. その他

令和6年2月からの「介護職員処遇改善支援補助金」については京都府から申請スケジュールが下記のとおり示されているので決まり次第通知します。

 - (1)令和6年4月中旬 電子申請フォーム及び計画書様式を公表
 - (2) 4月末 計画書提出締め切り
 - (3)対象期間：令和6年2月～5月分の賃金引上げ分

以上